

このパワーポイントについて

- 大阪府難病認定グループのサイトに沿ってこのパワーポイントを作成しています。
- 該当する四角 を押してください。
- 書式様式へのリンクは、申請用紙に繋がっています。
- 該当する内容が見当たらない場合、ご不明点がある場合は大阪府茨木保健所までお問い合わせください。

目次 ご確認したいことは？

新規申請の必要書類

臨床調査個人票の
ダウンロード

申請書類のダウンロード

人工呼吸器・
体外式補助人工心臓

生活保護受給世帯の方

住所・保険・名前の変更

階層の変更・
高額かつ長期に該当

疾病の追加・変更

受給者証の紛失・破損

受給者証の返却
(死亡・転出など)

※マイナンバーで書類の省略が可能となる場合があります。

[⇒マイナンバーの記載について](#)
[⇒書類省略について](#)

新規申請の必要書類（全員共通）

★特定医療費（指定難病）支給認定申請書

★臨床調査個人票

（難病指定医記入・記載年月日から6カ月以内）

★住民票

（「世帯全員」という種類/マイナンバー記載なし/発行から6カ月以内）

その他の必要書類については患者本人の健康保険証の種類によって異なります。

次へ→ [ご確認ください。](#)

[目次に戻る](#)

次へ→

新規申請の必要書類（健康保険証別）

・患者がお持ちの健康保険証は…

市町国民健康保険者証

または

後期高齢者医療被保険者証

業種別国民健康保険組合

(歯科医師国保組合/建設国保組合等)

被用者保険 <社会保険>

(協会けんぽ・共済組合等)

[目次に戻る](#)

国民健康保険/後期高齢者医療被保険者証の方の その他の必要書類（新規・転入）

★健康保険証：世帯全員分（A4用紙にコピー）

★市町府民税課税額を証明する書類：課税証明書（市役所発行）等
「患者」＋「患者と同じ健康保険に加入している方」全員分

※取得できる最新年度が必要です。ただし6月に申請される場合はお問い合わせください。

※全員の合計課税額が非課税の場合は追加書類がある場合があります。保健所までお問い合わせください。

※課税年において16歳未満の方は省略可

大阪府茨木保健所

[目次に戻る](#)

業種別国民健康保険組合の方の その他の必要書類（新規・転入）

★同意書

★健康保険証：世帯全員分（A4用紙にコピー）

★課税証明書（市役所発行）：「患者」＋「患者と同じ健康保険に
加入している方」全員分

※取得できる最新年度が必要。ただし6月に申請される場合はお問い合わせください。

※課税年において16歳未満の方は、申立書の提出により省略可→申立書
ただし、国民健康保険組合から提出を求められる場合があります

※患者と同じ住民票上の世帯員でない場合も提出が必要。

[目次に戻る](#)

被用者保険<社会保険>の方の必要書類 (新規・転入)

*被保険者は課税されていますか？

課税されている

課税されていない
(非課税)

[目次に戻る](#)

被用者保険<社会保険>加入者のその他の必要書類 【課税されている場合】（新規・転入）

★健康保険証のコピー：患者分

★被保険者の・課税証明書（市役所発行）もしくは

・特別徴収税額決定通知書のコピー 等

※コピーはA4サイズの下紙にコピーしてください

[目次に戻る](#)

被用者保険<社会保険>の方のその他の必要書類 【非課税の場合】（新規・転入）

★健康保険証のコピー：患者分（A4用紙にコピー）

★非課税証明書：「被保険者分」「患者分」

※収入が80万円以下の方で、遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当を受給している方のみ必要書類

★遺族年金や障害年金などの年金証書もしくは、年金振込通知書のコピー

★特別児童扶養手当証書のコピー

[目次に戻る](#)

生活保護受給世帯の方は必要な書類が異なります。

生活保護受給世帯の方の
申請に関する必要書類は、
保健所までお尋ねください。



[目次に戻る](#)

住所・保険・名前の変更

何が変わりましたか？

住所

保険

氏名

[目次に戻る](#)

住所の変更

茨木市・摂津市
・島本町内での
住所変更

大阪府内
(大阪市・堺市
以外) から転入

府外・大阪市
・堺市から転入

[目次に戻る](#)

府外・大阪市・堺市から転入

★特定医療費（指定難病）支給認定申請書

★指定難病の受給者証（A4サイズの内紙にコピー）

★住民票

（「世帯全員」という種類/マイナンバー記載なし/発行から6カ月以内）

※転入時期によっては、臨床調査個人票が必要になります

その他の必要書類については患者本人の健康保険証の種類によって異なります。 [次へ→](#) でご確認ください。

[目次に戻る](#)

[次へ→](#)

転入の際の必要書類（保険証別）

- ・患者がお持ちの保険証は…

市町国民健康保険

または

後期高齢者医療被保険者証

業種別国民健康保険組合

(歯科医師国保組合/建設国保組合等)

被用者保険<社会保険>

(協会けんぽ・共済組合等)

[目次に戻る](#)

住所変更の必要書類

★[変更届](#)

★現在使用している受給者証（A4用紙にコピー）

★新旧住所がわかる公的書類（住民票等）

[目次に戻る](#)

保険変更の必要書類

★変更届

★新しい健康保険証のコピー

★現在使用している受給者証のコピー

※コピーはA4用紙にコピーしてください

場合によっては追加書類を求める場合があります。

詳細は茨木保健所までお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

氏名変更の必要書類

★変更届

★現在使用している受給者証のコピー

★新旧氏名及び生年月日が分かる公的書類

(氏名変更済みの表裏の運転免許証のコピー、住民票等)

※コピーはA4用紙にコピーしてください

[目次に戻る](#)

受給者証の紛失・破損

★[再交付申請書](#)

★現在使用している受給者証
(破損・汚損の場合)

[目次に戻る](#)

疾病の追加・変更の必要書類

★変更申請書

★臨床調査個人票（新規）

★現在使用している受給者証（A4の用紙にコピー）

[目次に戻る](#)

人工呼吸器・体外補助人工心臓の装着

★[変更申請書](#)

★[人工呼吸器等装着者申請書類](#)（指定医が作成したもの）

★現在使用している受給者証（A4の用紙にコピー）

階層変更・「高額かつ長期」に該当

階層変更を
希望する

「高額かつ長期」
に該当する

[目次に戻る](#)

階層変更の必要書類（保険証別）

- ・患者がお持ちの保険証は…

市町国民健康保険

または

後期高齢者医療被保険者証

業種別国民健康保険組合

(歯科医師国保組合/建設国保組合等)

被用者保険<社会保険>

(協会けんぽ・共済組合等)

[目次に戻る](#)

被用者保険＜社会保険＞

★[変更申請書](#)

★健康保険証のコピー：患者分

★課税を証明する書類：被保険者分

※被保険者が非課税の時、受診者の課税証明書も必要

★現在使用している受給者証のコピー

※コピーはA4サイズ用の紙にコピーしてください

[目次に戻る](#)

「後期高齢者医療被保険者証」 または「国民健康保険」

★[変更申請書](#)

★住民票

（「世帯全員」という種類、マイナンバー記載なし、発行から6カ月以内）

★健康保険証のコピー：世帯全員分

★課税を証明する書類：「患者」と「患者と同じ健康保険に加入の方」

※課税年において16歳未満の方は省略可

★指定難病の受給者証のコピー

※コピーはA4サイズの内紙にコピーしてください

[目次に戻る](#)

業種別国民健康保険組合 (歯科医師国保組合/建設国保組合等)

★[変更申請書](#)

★住民票

(「世帯全員」という種類、マイナンバー記載なし、発行から6カ月以内)

★医療保険証のコピー：世帯全員分

★課税証明書：同じ保険に加入している方分

★指定難病の受給者証のコピー

※コピーはA4サイズの用紙にコピーしてください

※課税年において16歳未満の方は省略可→[申立書](#)

[目次に戻る](#)

高額かつ長期に該当する

★変更申請書

★上限額管理票の「氏名を書いた表紙」と「該当する月のページ」のコピー

★指定難病の受給者証のコピー

※コピーはA4サイズの下紙にコピーしてください

受給者証の返却（死亡・転出など）

★受給資格喪失届

★受給者証（有効期間内のもの）

※全ての精算が終了してから、提出してください。

※上限額管理票の返却は不要です。

各種様式ダウンロード

特定医療費（指定難病）支給認定申請書

★変更届・変更申請書

★再交付申請書

★臨床調査個人票

★受給資格喪失届

★業種別国民健康保険の方の申立書・同意書

※エクセル様式は大阪府ホームページからダウンロードできます。

臨床調査個人票の取得方法 (難病情報センターホームページから)

難病情報センター

Japan Intractable Diseases Information Center

文字サイズの変更

サイトマップ 標準 大 特大

お知らせ

国の難病対策

指定難病一覧

患者会情報

難病情報センターは公益財団法人難病医学研究財団が運営（厚生労働省補助事業）しており、当ホームページでは、患者さん、ご家族の皆様および難病治療に関心のある皆様のご参考に参考となる情報を提供しております。

疾病名を
検索

キーワードから探す

サイト内検索

病名を50音索引から探す

あ行 か行 さ行 た行 な行 は行 ま行

や行 ら行



告示 番号	病気の解説	
【は】	▲ページトップへ	
	(ばーきんそんびょう) パーキンソン病	
	病気の解説	臨床調査個人票
	概要・診断基準等	
6	【関係学会】 日本脳神経外科学会 、 日本リハビリテーション医学会 、 日本放射線学会 、 日本精神神経学会 、 日本耳鼻咽喉科学会 、 日本循環器学会 、 日本神経学会	

臨床調査個人票を
ダウンロードして
印刷

難病情報センターのサイトへ
(外部リンクへつながります)

[目次に戻る](#)